

【認定こども園 福角保育園 利用契約書】

支給認定保護者(以下、「保護者」といいます。)と社会福祉法人福角会福角保育園(以下、「事業者」といいます。)とは、事業者が保護者の支給認定子ども(以下「園児」といいます。)に対して行う特定教育・保育について、以下のとおり契約を締結します。

(契約の目的)

第1条 事業者は、園児に対し、子ども・子育て支援法等の趣旨にしたがって、安心して生活できる特定教育・保育を提供し、保護者は事業者に対しその特定教育・保育に対する料金を支払います。

(契約期間)

第2条 この契約期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日(卒園予定日)までとします。
2 契約満了日の30日前までに、保護者から事業者に対して、文書により契約終了の申し出がない場合、再度契約の内容を確認した上で、更新することとします。

(特定教育・保育の場所)

第3条 特定教育・保育の提供場所は、愛媛県松山市福角町甲1258番地2 認定こども園 福角保育園です。

(保育サービスの内容)

第4条 事業者は、保護者並びに園児に対して発行されている支給認定証の内容を確認した上で、特定教育・保育を提供することとします。
2 特定教育・保育の内容は、「重要事項説明書」のとおりとします。

(料金の支払い)

第5条 保護者は当該事業所が説明した「運営規程」及びその他「重要事項説明書」の内容について同意し、これらに定められた保護者の義務(利用者負担その他表の支払いを含む。)を履行するものとします。

(本契約に定めのない事項)

第6条 保護者及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
2 この契約に定めのない事項については、子ども子育て支援法その他法令の定めを尊重し、双方が誠意をもって協議の上決定します。

(裁判管轄)

第7条 この契約に関する訴訟の裁判所轄は、事業所の所在地を管轄する裁判所とします。

(重要事項説明確認)

第8条 契約の締結に当たり、事業者は保護者に対し、別に作成する重要事項説明書に基づき重要事項の説明を行い、保護者はその内容を了承したものとします。
上記の契約を証するため、本書2通を作成し、保護者、事業者は記名押印の上、その1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

支給認定保護者

<住 所>

<氏 名>

印

支給認定園児

<氏 名>

事業者

<所 在 地>愛媛県松山市福角町甲 1829 番地

<事業者名> 社会福祉法人 福 角 会

<代 表 者>理事長 芳 野 道 子 印

当該施設

<所 在 地>愛媛県松山市福角町甲 1258 番地 2

<施 設 名> 認定こども園 福角保育園

<代 表 者>園長 乗 松 紀 美 子